

目 次

○第1号（5月8日）

議事日程 第1号.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者.....	3
事務局職員出席者.....	3
議長あいさつ.....	4
町長あいさつ.....	4
開会・開議.....	4
日程第 1 会議録署名議員の指名.....	4
日程第 2 会期の決定.....	4
日程第 3 議長報告.....	5
日程第 4 承認第 1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告 と承認を求めることについて.....	5
日程第 5 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る 専決処分の報告と承認を求めることについて.....	10
日程第 6 議会運営委員会委員の辞任許可について.....	12
日程第 7 常任委員会委員および特別委員会委員の辞任許可について.....	12
日程第 8 議長の辞職許可について.....	14
前議長あいさつ.....	14
日程第 9 議長の選挙.....	15
議長あいさつ.....	16
日程第10 副議長の辞職許可について.....	17
日程第11 副議長の選挙.....	17
副議長あいさつ.....	18
日程第12 議席の一部変更について.....	18
日程第13 常任委員会委員の選任について.....	18
日程第14 議会運営委員会委員の選任について.....	20
日程第15 特別委員会委員の選任について.....	22
日程第16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙.....	23

日程の追加.....	2 6
議事日程第 1 議会運営委員会の閉会中の調査について.....	2 6
議長あいさつ.....	2 6
町長あいさつ.....	2 7
閉 会.....	2 7

平成21年第2回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成21年5月8日（金曜日）

議事日程 第1号

平成21年5月8日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 承認第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 5 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 6 議会運営委員会委員の辞任許可について
- 日程第 7 常任委員会委員および特別委員会委員の辞任許可について
- 日程第 8 議長の辞職許可について
- 日程第 9 議長の選挙
- 日程第10 副議長の辞職許可について
- 日程第11 副議長の選挙
- 日程第12 議席の一部変更について
- 日程第13 常任委員会委員の選任について
- 日程第14 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第15 特別委員会委員の選任について
- 日程第16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 承認第 1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて（提案・質疑・討論・表決）
- 日程第 5 承認第 2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて（提案・質疑・討論・表決）

- 日程第 6 議会運営委員会委員の辞任許可について
- 日程第 7 常任委員会委員および特別委員会委員の辞任許可について
- 日程第 8 議長の辞職許可について
- 日程第 9 議長の選挙
- 日程第 10 副議長の辞職許可について
- 日程第 11 副議長の選挙
- 日程第 12 議席の一部変更について
- 日程第 13 常任委員会委員の選任について
- 日程第 14 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 15 特別委員会委員の選任について
- 日程第 16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 追加日程第 1 議会運営委員会の閉会中の調査について

出席議員（15人）

1番	坂田一広君	2番	小池春雄君
3番	岸祐次君	4番	長光子君
5番	近藤保君	6番	田中俊之君
7番	小林一喜君	8番	神宮隆君
9番	齋木輝彦君	11番	福田敏夫君
12番	宿谷忍君	13番	栗原近儀君
14番	栗田政行君	15番	南雲吉雄君
16番	岩寄幸夫君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	佐藤武男君	総務政策課長	大沢清君
財務課長	堤辰巳君	町民生活課長	斉木静夫君
健康福祉課長	大友幾男君	産業建設課長	栗田一俊君
会計課長	高橋和雄君	上下水道課長	岸幸一君
教育委員会事務局長	森田潔君		

事務局職員出席者

事務局長	樺澤秋信	主任	廣橋美和
------	------	----	------

議長あいさつ

議長（栗田政行君） おはようございます。皆さんにおかれては、何かとお忙しい中、平成21年第2回臨時会に出席くださいましたことに感謝申し上げます。

本臨時会は、ご案内のとおり、議会の構成に関する事項のほか、承認2件であります。議事の運営に特段のご協力をお願いし、開会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（栗田政行君） 石関町長から発言の申し入れを受けておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。平成21年第2回臨時議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

連休明けの何かとお忙しいところではありますが、平成21年第2回臨時会の開会をお願いしたところ、全員の議員皆様のご出席をいただき、ここに開催できますことを心より御礼を申し上げます。

本日は承認案件2件の上程をさせていただきました。十分ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

開会・開議

午前9時開会・開議

議長（栗田政行君） ただいまの出席議員は15名で定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回吉岡町議会臨時会を開会します。

議事日程第1号により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（栗田政行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において4番長 光子議員、5番近藤 保議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（栗田政行君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 議長報告

議長（栗田政行君） 日程第 3、議長報告をいたします。

去る 4 月 1 6 日に議会運営委員会より委員辞任願が提出されました。

渋川広域圏議会議員である岩寄副議長、南雲議会運営委員長と私栗田は、渋川広域圏議会議長に、昨日議員の辞職願を提出いたしました。

本日は常任委員会委員並びに特別委員会委員から委員辞任願の提出がありました。

また、岩寄副議長から副議長辞職願が提出されました。

私も本日、議長辞職願を副議長に提出いたしました。

以上、報告といたします。

日程第 4 承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（栗田政行君） 日程第 4、承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第 1 号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成 2 1 年 3 月 3 1 日に公布され、4 月 1 日から施行されるため、吉岡町税条例等の一部を速やかに改正する必要が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、3 月 3 1 日付をもって専決処分とさせていただきました。このため、同条第 3 項に報告し、承認を求めますのでございます。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 財務課長。

〔財務課長 堤 辰巳君発言〕

財務課長（堤 辰巳君） それでは、承認第1号 吉岡町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容は、21年度の評価がえに当たり、引き続き土地に係る負担調整措置を講じる措置、寄附金税額控除対象限度額に係る規定の整備など、法改正に伴うものでございます。

それでは、吉岡町税条例等の一部を改正する条例について新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。右側が現行、左側が改正案ということをお願いしているものでございます。

第1条、吉岡町税条例の一部を改正するもので、第34条の7第1項第12号の改正は、寄附金税額控除で認定特定非営利活動法人に対しては、特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に限定にするもの。

第36条の2第4項の改正は、給与所得等以外の所得を有しなかった者が寄附金税額控除の適用を受けようとする場合に提出すべき申告書について規定するもの。

第38条の改正は、第47条の2第2項の削除によるものでございます。

2ページ。第47の2第2項より、これは公的年金等に係る特別徴収で、年金所得等以外の所得がある場合、年金所得に係る特別徴収税額に加算して徴収できることとされていますが、当面の間実施しない運用とするための、を削除。

第3項の改正は、第2項の削除に伴うもので、同項を同条第2項とするものでございます。

第47条の3中の改正は、年金所得に係る特別徴収税額に加算して徴収する運用を実施しないこととなったことに伴い、不要となる読みかえ規定を削るものでございます。

3ページ。年金所得に係る仮特別徴収税額等で第47条の5第1項から第3項の改正は、第47条の2第2項の削除に伴う規定の整備等でございます。

3ページから4ページ。町民税の減免ですが、第51条1項第6号を同項第8号とし、同項第7号を同項第6号とし、第7号として「前3号に掲げる法人又は団体とその性格及び事業内容が類似しているもの」を加えるものでございます。

次に、第56条の改正は、医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産税に係る非課税措置の拡充に伴う規定の整備でございます。

次に、4ページから5ページにかけて、第58条の2を加えるもので、これは社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の創設に伴う規定の整備、及び非課税の申告手続についての規定の整備でございます。

第59条は「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改めるもので、法第348条第2項の改正に伴うものでございます。

第73条の2及び第73条の3の手数料の改正につきましては、吉岡町手数料条例によるものとし、手数料条例を改正してございます。

次に、第93条第2項の改正は、「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加えるもので、民法について定義を行うものでございます。

6ページをお開きください。附則の読みかえ規定で、附則第10条の改正は、法附則第39条の削除に伴う規定の整備でございます。

次に、附則第10条の2第3項の改正は、高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象に政府の補助を受けて整備した高齢者向け優良賃貸住宅を追加するもの。

第6項及び第7項の改正は、施行規則の改正による項ずれでございます。

7ページ。附則第10条の3を削るもので、これは阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例に係る申告等の規定の削除をするものでございます。

附則第11条の見出し中、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。これは土地の下落修正措置、負担調整に係る用語の定義規定の改正に伴う規定の整備で、現行制度の継続を23年度までとするものでございます。

附則第11条の2の見出しから8ページにかけて、年度の改正は土地の価格に係る下落修正措置の継続に伴う規定の整備でございます。

8ページから10ページの上段まで、附則第12条(見出しを含む。)中、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。これは宅地等に係る税負担の調整措置の継続に伴う規定の整備でございます。

10ページ。附則第12条の3の改正は、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、「平成21年度から平成23年度まで」とするもので、期間の延長でございます。

附則第13条(見出しを含む。)中、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。これは農地に係る税負担の調整措置の継続に伴う規定の整備でございます。

附則第15条の2の特別土地保有税の課税の特例で、年度の改正は負担調整措置の継続に伴うものでございます。

11ページ。附則第16条の4第3項第2号の改正は、寄附金税額控除に係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に、本条の事業所得等を含める読みかえ規定を整備するものでございます。

11ページから12ページで、附則第17条第3項第2号の改正は、寄附金税額控除に

係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に、本条の長期譲渡所得を含める読みかえ規定を整備するものでございます。

附則第17条の2第1項及び第2項中、「平成21年度」を「平成26年度」に改める。これは優良住宅地の造成等に係る土地等の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限が延長されることに伴う規定の整備でございます。

13ページ。附則第18条第5項第2号の改正は、寄附金税額控除に係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に本条の短期譲渡所得を含める読みかえ規定を整備するものでございます。

附則第19条第2項第2号の改正は、寄附金税額控除に係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に、本条の株式等に係る譲渡所得等を含める読みかえ規定を整備するものでございます。

14ページ。附則第20条の2第2項第2号の改正は、寄附金税額控除に係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に本条の雑所得等を含める読みかえ規定を整備するものでございます。

次に、附則第20条の4第2項第2号の改正は、寄附金税額控除に係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に、本条の条約適用リストを含める読みかえ規定を整備するものでございます。

15ページ。附則第20条4第5項第2号の改正は、寄附金税控除に係る控除対象限度額の算定の際に用いる総所得金額等に、本条の条約適用配当等を含める読みかえ規定を整備するものでございます。

16ページ。第2条吉岡町税条例等の一部を改正するもので、附則第10条の2第7項中施行規則第7条第9項各号を施行規則附則第7条第10項各号に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中施行規則附則第7条第8項各号を施行規則附則第7条第9項各号に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に第2項を加えるものでございます。これは施行規則の改正による項ずれ、第2項は新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額に係る申告手続等についての規定の整備でございます。

17ページ。第3条吉岡町税条例の一部を改正する条例、平成20年吉岡町条例第23号の一部改正で附則第1条第1号、第3号、第4号の改正は、附則第2条第10項及び同条第12項の削除に伴う項ずれの整備でございます。

附則第2条第6項の改正は、平成23年12月31日まで上場株式等に係る課税配当所得について、軽減税率100分の1.8%を適用しようとするものでございます。

18ページ。同条第9項中「（次項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当

等」という)。」を削り、同条中第10項を削り、19ページ第11項を第10項とし、第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項を第12項とするものでございます。第10項及び第12項の削除は、配当及び譲渡益に係る軽減税率の延長に伴い、申告書に記載する場合の経過措置が不要となるためでございます。その他、項ずれ等、規定の整備でございます。

19ページから20ページにかけて、附則第2条第15項の改正は、平成23年12月31日まで上場株式等に係る課税譲渡所得等について、軽減税率100分の1.8を適用しようとするものでございます。そして、同項各号を削り、同項を同条第13項とするものでございます。

次に、同条第16項中附則第2条第15項を附則第2条第13項に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中第15項を第13項に改め、同条を第15項とし、21ページ、同条第18項中第15項を第13項に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項を同条第17項とし、同条第20項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第18項とするもので、項ずれ等所要の規定の整備でございます。

22ページ。第4条吉岡町税条例の一部を改正する条例、平成20年吉岡町条例第32号の一部改正で、附則第2条第2項の改正は、平成21年度から平成26年度の各年度分において、特定地域雇用等促進法人への寄附金を控除対象とする第34条の7、寄附金税額控除の経過措置について読みかえを行う具体的事業を明記するなど、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、本文の4ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、第1条といたしまして施行期日でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第2条第3項の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日、平成21年6月4日から施行するものでございます。

第2条につきましては、固定資産税に関する経過措置でございます。

以上、雑駁な説明ですけれども、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、吉岡町議会会議規則第3

7条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（栗田政行君） 日程第5、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されるため、吉岡町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じました。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付をもって専決処分をさせていただきました。このため、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（栗田政行君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 大友幾男君発言〕

健康福祉課長（大友幾男君） それでは、承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。右側が現行、左側が改正案ということをお願いするものでございます。

第2条は課税額の関係になりますが、その4項中の改正は国保税の介護納付金課税額に係る課税限度額を9万円から10万円にするものであります。これは中間所得層の負担の軽減を図るために見直されたものであります。同条にあるように、今回の改正により国民健康保険税の最高額は68万円から69万円になります。

13条を飛ばして23条を先に説明させていただきます。「9万円」から「10万円」は先ほどの説明のとおりでございます。

次に23条の2を削除させていただく関係は、前項第3号に国保税の2割軽減規定があるわけですが、前年からの所得に著しい変化等により2割軽減が適当でないとする場合は当該減額を行わないものとする、を削除するものでございます。これは後期高齢者医療制度においてはこのような要件がありませんので、他の制度に合わせるものでございます。

次に、第13条に戻っていただきたいと思います。23条の2項が削除されたことに伴うものであります。

以下、2ページの附則2項から6ページ附則12項までの関係も同様でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、承認第2号に係る町長の説明にかえさせていただきます。よろしくお申し上げます。

議長（栗田政行君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認案2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第6 吉岡町議会運営委員会委員の辞任許可について

議長（栗田政行君） 日程第6、吉岡町議会運営委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議会運営委員7名を除外いたします。

〔議会運営委員会委員 退席〕

議長（栗田政行君） お諮りします。南雲委員、小林委員、岩寄委員、栗原委員、宿谷委員、福田委員、小池委員、以上7名の議会運営委員会委員辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

委員の入場を求めます。

〔議会運営委員会委員 入場〕

議長（栗田政行君） ただいま、議会運営委員会委員7名の辞任は許可されました。告知いたします。

暫時休憩といたします。

午前9時34分休憩

午前9時53分再開

議長（栗田政行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7 常任委員会委員および特別委員会委員の辞任許可について

議長（栗田政行君） 日程第7、常任委員会委員および特別委員会委員の辞任許可についてを議題といたします。

お諮りします。総務常任委員会、宿谷委員、坂田委員、南雲委員、岩寄委員、長委員、

以上5名の総務常任委員会委員の辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

総務常任委員会委員の辞任は、許可することに決定されました。

ただいま、総務常任委員会委員7名の辞任は許可されました。告知いたします。

続きまして、お諮りします。

文教厚生常任委員会、福田委員、田中委員、岸委員、小池委員、以上4名の文教厚生常任委員会委員辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

文教厚生常任委員会委員の辞任は、許可することに決定しました。

ただいま、文教厚生常任委員会委員4名の辞任は許可されました。告知いたします。

続きまして、お諮りいたします。

産業建設常任委員会、栗原委員、神宮委員、齋木委員、小林委員、近藤委員、以上5名の産業建設常任委員会委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

ただいま、産業建設常任委員会委員5名の辞任は許可することに決定いたしました。告知いたします。

お諮りします。

議会広報特別委員会、近藤委員、神宮委員、田中委員、長委員、坂田委員、以上5名の議会広報特別委員会委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

広報特別委員会委員の辞任は許可することに決定しました。

ただいま、議会広報特別委員会委員5名の辞任は許可されました。告知いたします。

お諮りします。インター及び周辺整備推進特別委員、齋木委員、長委員、小林委員、岸委員、坂田委員、以上5名のインター及び周辺整備推進特別委員会委員の辞任について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（栗田政行君） 異議なしと認めます。

インター及び周辺整備推進特別委員会委員の辞任は許可することに決定されました。

ただいま、インター及び周辺整備推進特別委員会委員5名の辞任は許可されました。告

知いたします。

私事ですが、都合により議長の職を辞職したい旨の辞職願を岩寄副議長に提出してありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議事の都合上、副議長と交代します。

〔議長 栗田政行君自席に着席〕

〔事務局長 樺澤秋信君発言〕

事務局長（樺澤秋信君） 栗田議長の報告どおり、本日議長辞職願が副議長に提出されました。このため、これからの議事進行は、地方自治法第106条第1項の規定により、岩寄副議長に議長の職務を務めていただきます。

岩寄副議長、議長席にお着きください。

〔副議長 岩寄幸夫君議長席に着席〕

副議長（岩寄幸夫君） ただいま指名された岩寄です。

栗田議長から議長辞職願が提出されております。地方自治法第106条第1項の規定により、副議長がかわって議事を進行させていただきますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

日程第8 議長の辞職許可について

副議長（岩寄幸夫君） 日程第8、議長の辞職許可についてを議題とします。

事務局長に議長辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長 樺澤秋信君発言〕

事務局長（樺澤秋信君） 朗読します。

平成21年5月8日、吉岡町議会副議長岩寄幸夫様。吉岡町議会議長栗田政行。辞職願。このたび都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

副議長（岩寄幸夫君） これより表決を行います。

お諮りします。ただいま議題となっております議長の辞職について、栗田議長の意思どおり辞職を認める議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（岩寄幸夫君） 全員起立と認め、栗田議長の議長辞職は許可することに決定しました。

栗田議長に申し上げます。

ただいま、議長の辞職は許可されましたので、告知します。

前議長あいさつ

副議長（岩寄幸夫君） この際、栗田前議長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔 16番 栗田政行君登壇〕

16番（栗田政行君） 議長辞職に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

平成19年5月10日、議員各位の温かいご支援により、不肖、私が議長という大役をお預かりいたしました。以来、本日まで吉岡町の発展と円滑な議会運営に微力を注いできたつもりですが、皆様方の期待に十分こたえられなかったことは申しわけなく、おわび申し上げます。幸いにして岩寄副議長に支えられ、議会諸兄からも格別なるご支援、ご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。また、町長初め執行各位からもさまざまご指導を賜り、本日まで務めることができましたことに厚く御礼申し上げる次第でございます。今後はこの経験を生かし、議員として町の発展に努力する決意であります。

皆様からいただいたご指導とご協力に改めて深く感謝申し上げ、議長退任のあいさつといたします。まことにありがとうございました。

副議長（岩寄幸夫君） 大変ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

午前10時07分再開

副議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9 議長の選挙

副議長（岩寄幸夫君） ただいま、議長が不在となりました。

日程第9、議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法がよいかお諮りします。

栗田議員。

〔 16番 栗田政行君発言〕

16番（栗田政行君） 議長選挙におきましては指名推選でお願いいたします。

副議長（岩寄幸夫君） お諮りいたします。ただいま、議長選挙の方法は指名推選との意見がありました。

地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩寄幸夫君） 栗田議員。

〔 16番 栗田政行君発言〕

16番（栗田政行君） 暫時休憩お願いできますか。

副議長（岩寄幸夫君） 暫時休憩。

午前10時08分休憩

午前10時11分再開

副議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とします。

議長の指名をお願いします。

南雲議員。

〔 15番 南雲吉雄君発言〕

15番（南雲吉雄君） 岩寄幸夫議員を推選したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

副議長（岩寄幸夫君） ただいま、私、岩寄を議長にとの推選がありました。

お諮りします。ただいま指名があった、私、岩寄を議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、私、岩寄が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 一言ごあいさつをさせていただきます。

ただいま、皆様方のご推挙をいただき、議長の重責を預かることになりました。身に余る光栄であり、心から感謝申し上げる次第です。公平・公正かつ円滑な議会運営のため、また、さらなる町の発展のため鋭意努力する所存ですので、議員各位を初め執行部の皆様にも特段のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げ、議長の就任のあいさつといたします。

暫時休憩とします。

午前10時15分休憩

午前10時19分再開

議長（岩寄幸夫君） 会議を再開します。

これで代替議長の職務を終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

引き続き、心新たに議長の職務を行います。

日程第 10 副議長の辞職許可について

議長（岩寄幸夫君） 私が議長に当選したため、日程第 10、副議長の辞職許可については消滅し、副議長が不在となりました。

日程第 11 副議長の選挙

議長（岩寄幸夫君） 日程第 11、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法がよいか、お諮りします。

栗田議員。

〔16番 栗田政行君発言〕

16番（栗田政行君） 議長選挙と同じよう、副議長選も指名推選でお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） お諮りいたします。ただいま、副議長選挙の方法は指名推選との意見がありました。

地方自治法第 118 条 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とします。

副議長の指名をお願いします。

宿谷議員。

〔12番 宿谷 忍君発言〕

12番（宿谷 忍君） 副議長には栗原近儀議員を推選したいと思います。よろしくお願いたします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、栗原近儀議員を副議長にと推選がありました。

お諮りします。ただいま指名されました栗原近儀議員を副議長の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

栗原近儀議員が副議長に当選しました。

ただいま副議長に当選した栗原議員に、本席から会議規則第 32 条の規定により告知し

ます。

副議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） ただいま副議長に当選されました栗原近儀議員には、副議長就任のあいさつを演壇でお願いいたします。

栗原議員。

〔副議長 栗原近儀君登壇〕

副議長（栗原近儀君） 副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

ただいま、議員各位のご推挙をいただき、副議長の重責を預かることになりました。まことに身に余る光栄に存じ上げる次第でございます。と同時に、心から感謝を申し上げます。公平・公正かつ円滑な議会運営のため、議長を補佐し、さらなる町の発展のため、大変微力でございますけれども全力を尽くしてまいりたいと、このように思っておりますので、議員各位、そしてまた執行の皆さん方におきましては、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心からお願いをする次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） ただいま立派な副議長が誕生いたしました。私ともどもよろしくお願いいたします。

日程第12 議席の一部変更について

議長（岩寄幸夫君） 日程第12、議席の一部変更を行います。

議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、栗田政行議員を14番に、そして私を16番に変更いたします。

移動をお願いいたします。

日程第13 常任委員会委員の選任について

議長（岩寄幸夫君） 日程第13、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

どのような方法にしたらよいか伺います。

栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） 議長一任でお願いしたいと思っております。

議長（岩寄幸夫君） 議長一任との意見がありました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

それでは、希望する委員会を把握するために、所属希望調書を配付します。

〔所属希望調書配付〕

議長（岩寄幸夫君） 記入漏れはありませんか。

なければ回収します。

〔所属希望調書回収〕

議長（岩寄幸夫君） 希望委員会の申し出を受けました。この調書により正副議長で第1希望を優先して調整しますが、結果は正副議長に一任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

別室にて調整しますので、暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時37分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

常任委員会構成員の調整結果を報告します。

総務常任委員会は、福田敏夫議員、近藤 保議員、小池春雄議員、岸 祐次議員、齋木輝彦議員の5名です。

文教厚生常任委員会は、宿谷 忍議員、小林一喜議員、栗原近儀議員、神宮 隆議員と私の5名です。

産業建設常任委員会は、南雲吉雄議員、長 光子議員、栗田政行議員、坂田一広議員、田中俊之議員の5名です。

常任委員会委員の選任結果は以上のとおりです。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決定します。

各常任委員会の構成員が決まりましたので、委員会条例第6条の規定により、各委員会において、委員長及び副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願いいたします。

総務常任委員会は全員協議会室、文教厚生常任委員会は議員控室、産業建設常任委員会は委員会室で互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

午前10時52分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

各委員会の年長委員に正副委員長互選の結果報告を求めます。

総務常任委員会からお願いします。

福田議員。

〔11番 福田敏夫君登壇〕

11番（福田敏夫君） 総務常任委員会の委員長、副委員長の互選につきまして報告をさせていただきます。慎重審議をいたしました。

委員長には、私、福田敏夫でございます。副委員長には近藤 保議員が決定いたしました。以上、報告を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 次に文教厚生常任委員会、お願いします。

栗原議員。

〔13番 栗原近儀君登壇〕

13番（栗原近儀君） 報告いたします。文教厚生常任委員会は、ただいま別室におきまして慎重に審議いたしまして、正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長に宿谷 忍議員、副委員長に小林一喜議員を選出いたしました。以上、報告を終わります。

議長（岩寄幸夫君） 産業建設常任委員会、お願いします。

南雲委員。

〔15番 南雲吉雄君登壇〕

15番（南雲吉雄君） 産業建設常任委員会では、別室において、先ほど議長から指名されました5人の委員さんから委員長、副委員長の選任を行いましたので、その結果を報告いたします。

委員長といたしまして、不肖、私が委員長をやれということで決定をいたしました。また、副委員長に長 光子議員を指名させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩寄幸夫君） 以上、報告のとおり各常任委員会の委員長、副委員長が決定されました。

日程第14 議会運営委員会委員の選任について

議長（岩寄幸夫君） 日程第14、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

さきの辞任により、7名を選任するものです。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条によりますが、正副議長に一任することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、その（「おれ、入っている」の声あり）
暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
異議なしと認め、そのように決定いたします。
ここで暫時休憩とします。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
休憩中に行った議会運営委員会委員の選考の結果を申し上げます。
栗田政行議員、岸 祐次議員、福田敏夫議員、宿谷 忍議員、南雲吉雄議員、小池春雄
議員、栗原近儀議員、以上7名を指名します。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。
よって、以上7人の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。
議会運営委員会の構成員が決まりましたので、委員会条例第6条の規定により、委員長
及び副委員長の互選を求めます。
なお、互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員にお願
いします。
ここで暫時休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時06分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
年長委員に正副委員長互選の結果報告を求めます。
栗原議員。

〔13番 栗原近儀君発言〕

13番（栗原近儀君） 報告いたします。

議会運営委員会は、ただいま別室におきまして、慎重に審議いたしまして正副委員長を決定させていただきました。

委員長に栗田政行議員、副委員長に岸 祐次議員を指名させていただきましたので報告申し上げます。以上でございます。

議長（岩寄幸夫君） 以上のとおり正副委員長が決定されました。

日程第 15 特別委員会委員の選任について

議長（岩寄幸夫君） 日程第 15、特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。特別委員会の委員は、委員会条例第 5 条により、議長が議会に諮って指名いたしますが、正副議長が提案することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで暫時休憩します。

午前 11 時 08 分休憩

午前 11 時 10 分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

特別委員会委員の案を発表します。

議会広報特別委員会委員は、栗原近儀議員、坂田一広議員、小林一喜議員、神宮 隆議員、長 光子議員、近藤 保議員、以上の 6 名です。

インター及び周辺整備推進特別委員会委員は、齋木輝彦議員、田中俊之議員、岸 祐次議員、栗田政行議員、福田敏夫議員、南雲吉雄議員、以上の 6 名です。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

特別委員会委員が選任されました。

特別委員会の構成が決まりましたので、議会委員会条例第 6 条の規定により、各特別委員会において委員長、副委員長の互選を求めます。

なお、互選に関する職務は、議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、年長の委員にお願いします。

議会広報特別委員会は全員協議会室、インター及び周辺整備推進特別委員会は委員会室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分休憩

午前 11 時 21 分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
年長委員に正副委員長の互選の結果報告を求めます。
初めに議会広報特別委員会、お願いします。
栗原議員。

〔 13 番 栗原近儀君発言 〕

13 番（栗原近儀君） 報告いたします。
議会広報特別委員会は、ただいま別室におきまして正副委員長を決めさせていただきました。
委員長に不肖私栗原が、そして副委員長に坂田一広議員ということでございます。
以上、報告終わります。

議長（岩寄幸夫君） 次に、インター及び周辺整備推進特別委員会、お願いします。
南雲議員。

〔 15 番 南雲吉雄君発言 〕

15 番（南雲吉雄君） インター及び周辺整備推進特別委員会の正副委員長の報告をいたします。
委員長に齋木輝彦議員、副委員長に田中議員を推進したいと思っております。よろしくお願
いたします。

議長（岩寄幸夫君） 報告のとおり、各特別委員会の正副委員長が決定されました。
ここで暫時休憩します。

午前 11 時 25 分休憩

午前 11 時 49 分再開

議長（岩寄幸夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 16 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

議長（岩寄幸夫君） 日程第 16、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。
選挙の方法についてお諮りします。
南雲議員。

〔 15 番 南雲吉雄君発言 〕

15 番（南雲吉雄君） 推選でお願いをしたいと思いますので、お計らいをお願いしたいと思います

す。

議長（岩寄幸夫君） ただいま、指名推選の意見がありました。
選挙の方法は指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、指名推選とします。
指名推選をお願いします。
栗田議員。

〔14番 栗田政行君発言〕

14番（栗田政行君） 栗原副議長と小池春雄議員をお願いしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 栗田議員の指名推選のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認めます。

よって、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員は、副議長の栗原近儀議員、小池春雄議員、私、岩寄の3名に決定しました。

ただいま、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選した栗原議員と小池議員に、本席から会議規則第32条の規定により告知します。

議会構成が済み、各委員会の正副委員長が決定されましたので、それぞれの委員長より副委員長の紹介を含めて就任のあいさつを演壇にてお願いします。

総務常任委員長、お願いします。

福田委員長。

〔総務常任委員長 福田敏夫君登壇〕

総務常任委員長（福田敏夫君） 総務常任委員長に選任されました福田敏夫でございます。

総務常任委員会におきましては、所管事務における課題解決、解消に、委員皆さんと力を合わせて町民の負託にこたえていく所存でございます。

副委員長の近藤 保議員ともどもどうぞよろしくお願いを申し上げまして、あいさつといたします。

議長（岩寄幸夫君） 次に、文教厚生常任委員長、お願いします。
宿谷委員長。

〔文教厚生常任委員長 宿谷 忍君登壇〕

文教厚生常任委員長（宿谷 忍君） 文教厚生常任委員長を仰せつかりました宿谷 忍でございます。

文教厚生常任委員会所管事務における教育、福祉問題等課題解決に、委員皆さんと力を合わせて町民の負託にこたえていきたいと思っております。

副委員長の小林一喜議員ともどもよろしくお願い申し上げます、あいさつにかえさせ

ていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（岩寄幸夫君） 産業建設常任委員長、お願いします。

南雲委員長。

〔産業建設常任委員長 南雲吉雄君登壇〕

産業建設常任委員長（南雲吉雄君） 産業建設常任委員会のこれからの方針について、自分の方向をお話したいというように思っております。特に所管の事業は多くの事業を抱えております。とりわけ商工会の問題、また農業の問題、そのほかにも町の下水道関係、建設関係と、幅広い問題が山積しているわけでございますけれども、こういった問題について一つ一つ解決をしていければというように思っております。5人の委員さんでとりあえず頑張るやろうということで、先ほども全員で確認をしたわけでございますので、よろしく願いをいたします。

特に、副委員長であります女性をいただいたということで、私もより一層また元気が出るかなと、そんなように考えております。長議員にもひとつよろしく願いをしますので、皆様どうぞご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（岩寄幸夫君） 議会運営委員長、お願いします。

栗田委員長。

〔議会運営委員長 栗田政行君登壇〕

議会運営委員長（栗田政行君） このたび、議会運営委員長ということでお世話になります。私も2年間議長お世話になってきて、議会運営委員会、一緒に同席し皆さんの活動を見てきました。

これから私と岸副委員長と、また議運の皆さんといろいろ協議する中、吉岡町の議会がよりスムーズに進められるよう努力するつもりでありますので、よろしく願いいたします。あいつといたします。

議長（岩寄幸夫君） 議会広報特別委員長、お願いします。

栗原委員長。

〔議会広報特別委員長 栗原近儀君登壇〕

議会広報特別委員長（栗原近儀君） 議会広報委員長就任に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。議会活動の内容を町民に的確に伝えるという、非常に大切な役目でございます。

副委員長の坂田議員ともども、そのほか他の委員ともども一生懸命努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げる次第でございます。

議長（岩寄幸夫君） インター及び周辺整備推進特別委員長、お願いします。

齋木委員長。

〔インター及び周辺整備推進特別委員長 齋木輝彦君登壇〕

インター及び周辺整備推進特別委員長（齋木輝彦君） インター及び周辺整備推進特別委員長ということで、2年お世話になってきてからさらに2年間ということでございます。緊張感と不安が交錯しておりますが、さらに重く責任を感じております。ここは人口の伸びと、いろいろといいところもあるわけですが、これから自主財源等を目指してさらに進めていかなければなりません。また、インターについては、大型車の利用できる、そしてこの入れるようになれば、さらに町の活性化につながると思います。町民サービスと、住んでよかった、住みたい吉岡町を目指して頑張っていきたいと思います。

また、きょうは田中副委員長は見えませんが、ともどもよろしく願いましてあいさつにしたいと思います。

議長（岩寄幸夫君） 以上で各委員長のあいさつが済みしました。

日程の追加

議長（岩寄幸夫君） 休憩中に栗田議会運営委員長から閉会中の調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の調査について、日程に追加して議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

議事日程第1号の追加1により、議事を進めます。

議事日程第1号の追加1 議会運営委員会の閉会中の調査について

議長（岩寄幸夫君） 日程第1、議会運営委員会の閉会中の調査についてを議題といたします。

議会運営委員長の申し出は、次期定例会の会期日程等に関する事項を次の定例会までに議会運営委員会の閉会中の調査事件としたいというものでございます。

委員長の申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩寄幸夫君） 異議なしと認め、そのとおり決めます。

議長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、一言あいさつを申し上げます。

本日は任期半期の議会構成と承認2件、重要な案件はすべて議了し、ここに閉会の運びとなりました。

円滑な議会運営にご協力を賜り、厚く感謝を申し上げます。

本臨時会におきましては、議長に岩寄を、副議長に栗原議員をそれぞれ選任いただきました。前任者である栗田議長体制の成果を継承し、皆様のご意見を生かした民主的かつ公平な議会運営に誠心誠意努力してまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

季節もよくなり、気持ちが明るくなる昨今であります。毎日が多忙な皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただきまして、よりよい町づくりのために今後ともご活躍くださいますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

町長あいさつ

議長（岩寄幸夫君） 町長の発言の申し入れを許可します。

町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 第2回臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はご提案申し上げました案件をいずれも原案どおりご承認いただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げるところでございます。

また、本日は栗田議長の退任に伴いまして議会の構成がえが行われ、岩寄議長を初めとする新体制が整ったことに対しまして、心よりのお祝いを申し上げますところでございます。

今後におきましても、町民に負託にこたえるため、議会そしてまた執行ともどもよりよい町づくりに邁進していかなければならないと考えております。これからの行政執行に当たりまして、ぜひ議会皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げまして、閉会のごあいさつにさせていただきますと思います。

大変お世話になります。ありがとうございました。

閉 会

議長（岩寄幸夫君） これをもって平成21年第2回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後0時05分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 栗 田 政 行

吉岡町議会議長 岩 寄 幸 夫

吉岡町議会議員 長 光 子

吉岡町議会議員 近 藤 保